

# 知 床 国 立 公 園

## 知床半島先端部地区利用適正化基本計画

環 境 省 自 然 環 境 局  
東北海道地区自然保護事務所

平成 1 6 年 1 2 月

## 「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」

|    |                                      |    |
|----|--------------------------------------|----|
| 1  | 作成の目的                                | 1  |
| 2  | 背景                                   | 1  |
|    | （１）取り組み経緯                            |    |
|    | （２）現状の課題                             |    |
|    | （３）知床世界自然遺産候補地管理計画においての取扱            |    |
| 3  | 対象区域                                 | 3  |
| 4  | 基本方針                                 | 3  |
| 5  | 「利用者」の定義                             | 4  |
| 6  | 利用形態別取り扱い方針                          | 4  |
|    | （１）海岸トレッキング利用                        |    |
|    | （２）沿岸カヤッキング利用                        |    |
|    | （３）山岳部登山利用                           |    |
|    | （４）河口部のサケ・マス釣り利用                     |    |
|    | （５）動力船による海域利用                        |    |
|    | （６）動力船による上陸利用                        |    |
|    | （７）その他の利用                            |    |
| 7  | 利用の調整                                | 5  |
|    | （１）海岸トツヅグ利用、沿岸カヤッキング利用、及び山岳部登山利用     |    |
|    | 事前届出、レクチャー、立ち入り場所・期間の制限等のあり方、方法      |    |
|    | 立ち入り利用者数の定め方                         |    |
|    | 野営場所の設定のあり方、方法                       |    |
|    | ガイド事業者との連携                           |    |
|    | 渡船利用の扱い                              |    |
|    | （２）河口部サケ・マス釣り利用                      |    |
|    | 立ち入り区域の設定のあり方、方法                     |    |
|    | 立ち入り利用者数の定め方                         |    |
|    | 野営場所の設定のあり方、方法                       |    |
|    | 渡船業者との連携                             |    |
| 8  | 利用の心得                                | 6  |
| 9  | 施設整備                                 | 7  |
|    | （１）拠点施設                              |    |
|    | （２）拠点補完機能                            |    |
|    | （３）啓発施設                              |    |
| 10 | 管理運営                                 | 7  |
|    | （１）巡視・指導体制                           |    |
|    | （２）広報・周知                             |    |
|    | （３）参画・協力体制                           |    |
| 11 | 計画の充実補完                              | 8  |
|    | 別紙 「利用の心得」（立ち入り等に当たっての留意事項、禁止事項）の記載例 | 9  |
|    | 知床半島先端部地区検討対象区域概念図                   | 11 |
|    | 参考１「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」検討経緯          | 12 |
|    | 参考２知床国立公園利用適正化検討会議委員等名簿（平成１６年１２月現在）  | 13 |

## 1 作成の目的

本基本計画は、「知床半島先端部地区」において、本地区の原始性の高い自然景観と多様な生態系を適正に保全するため、利用の適正化のための「あるべき姿」(基本方針及び利用形態別取り扱い方針)「守るべきルール」(利用の調整及び利用の心得)「管理運営」等を定めることにより、立入利用者が風致景観と生態系の持続的な保全に支障を及ぼすことのないようにすることを目的とする。

知床国立公園においては、本公園の望ましい保護と利用のあり方(利用の適正化)について、平成13年度から学識経験者、地域関係団体及び関係行政機関で構成する検討会議により、検討が開始された。

平成13年度の基本構想では、

### ○基本思想

知床国立公園の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』

### ○それを踏まえた前提

「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」

### ○基本方針

「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る。」

として利用の適正化の実現のため、各地区ごとに基本計画を作成していくこと等の提案が示された。

また、平成16年1月に策定された「知床世界自然遺産候補地管理計画」においては、「世界的にもたぐいまれな生態系や景観を有する知床の自然環境を人類共有の資産と位置付け、より良い形で後世に引き継いでいくものとする。」とされている。

これらを踏まえて、利用適正化基本計画を作成するものである。

## 2 背景

### (1) 取り組み経緯

「知床半島先端部地区」は、海岸から山岳稜線部の陸域はもとより、沿岸海域にわたり、極めて原始性の高い自然景観と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系が残されている。陸域部は、国立公園計画上の「利用施設計画」がなく、歩道や車道など一般の公園利用のための施設が設けられていないことや、原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護等に資することを目的として、林野庁が森林生態系保護地域を設定していることから、制度上一般の利用者による積極的な利用は想定されていない地域である。日本では数少ない「バックカントリー」と呼べる原生的な自然環境が広大に保たれてきた地域であると言える。

昭和50年代には知床岬周辺において遊漁船等による一般観光客の上陸利用が目立つようになり、自然の保護、観光地化の防止といった観点から、昭和59年に関係行政機関による「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ」により、一般観光客のレクリエーション利用による立ち入りが規制指導されている。その概要は、一般観光客等のレクリエーション目的の立ち入りを対象として、遊漁船による上陸利用は認めないこと及び陸路からの入り込みについては登山者が主体であり、当面禁止措置はとらないものと

するが、ルートの危険性や漁船等への便乗禁止について説明し、極力立ち入りを控えるよう指導し、なお、希望する者には、国有林入林手続きを行うよう指導するというものである。関係機関は、この「申し合わせ」に基づいて合同パトロールや規制指導の標識整備等の利用抑制のための対策を実施してきている。

## (2) 現状の課題

「申し合わせ」以降、関係機関による様々な対策が実施されてきたにもかかわらず、遊漁船等の動力船による一般観光客の上陸利用は依然として後を絶たない状況にあり、たき火跡や踏み分け道による植生の後退など原生的な自然環境に影響が及んでいる。また、鳥類等の繁殖地への影響や外来植物の侵入・拡大の要因の一つとしても懸念されている。

さらに近年では、野性的な自然体験を求める利用ニーズが高まっており、「知床半島先端部地区」においても、海岸部のトレッキングや山岳部の登山利用に加え、カヤッキングなどといった新たな利用形態も見られるようになってきている。このような、自らの体力と能力によって、原始性の高い自然や豊富な野生生物とのふれあいを求める利用は、知床国立公園の「適正な利用」のひとつとして位置付け得るものであるが、「知床半島先端部地区」は原生的な自然の保護を最優先とすべき地区であるので、こうした利用形態であっても利用期間、場所、人数等利用適正化に関するルールがないままで立ち入りが行われていることは問題がある。現に自然植生地でのテント跡やたき火跡、踏付けによる植生の後退など原生的な自然環境に影響が及んでいる。

また、当該地は急峻な地形や厳しい気象条件にあり、ヒグマの高密度生息地でもあることから、利用者は自己責任の認識と安全管理に関する高度な技術と知識を要すると共に、多様な生態系や自然保護に関する十分な理解と配慮が不可欠である。しかし現状では、現に立ち入っている利用者に対して自然保護上配慮すべき点の指導や安全確保に係わる情報提供も十分になされておらず、今後、利用が増加した場合に何らかの歯止めをかける有効な措置もとられていない。

海域においては、従来の釣り利用に加え、シーカヤックや水上バイク、スキューバダイビングといった海型のレクリエーションも広まりつつある。一方で、当該海域は海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地であることやサケ・マス漁等漁業活動の場でもあることから、これらとの共存のため利用に際してのルールの確立も求められている。

## (3) 知床世界自然遺産候補地管理計画における取扱い

「知床世界自然遺産候補地管理計画」においては、「世界的にもたぐいまれな生態系や景観を有する知床の自然環境を人類共有の資産と位置付け、より良い形で後世に引き継いでいくものとする。」とされており、核心地域では、原則として手を加えずに自然の推移に委ねることを基本としている。そして、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保護制度に基づき厳正に規制される。緩衝地域では、陸域は必要に応じ一定の行為を規制し現状の保全を図り、海域は陸域及び海域の自然環境に影響を及ぼすことのないよう適正に対処する等とされている。

また、自然探勝等の利用については、原生的な自然環境と豊富な野生生物によって形成される生態系の多様性を将来にわたり保全することを前提として、自然環境に支障を及ぼすことのないよう適正に行うこととし、必要に応じ一定の制限やルールを設けるものとされている。

### 3 対象区域

知床半島先端部地区（以下「先端部地区」という。）は、前述のように、陸域は国立公園計画上の「利用施設計画」がなく、歩道や車道など一般の公園利用のための施設が設けられていないなど、制度上一般の利用者による積極的な利用は想定されていない地域である。知床岬あるいは知床岳等を目的地として、知床大橋や相泊などから海岸線、沢や稜線部を徒歩で、あるいはウトロや相泊などから海上を船等で利用されており、それぞれの利用形態及びアクセス方法を視野に入れて検討する必要があるため、知床国立公園内のうち概ね次の範囲を検討対象区域とする。

（別添「地区概念図」の範囲）

- ・ 海岸陸域部：羅臼側＝相泊から北東域  
斜里側＝知床大橋から北東域
- ・ 沿岸海域部：羅臼側＝相泊から北東域  
斜里側＝幌別から北東域
- ・ 内陸山岳部：硫黄山から北東域

### 4 基本方針

「先端部地区」では、平成１３年度の知床国立公園適正利用基本構想の考え方及び平成１６年１月の知床世界自然遺産候補地管理計画の内容を踏まえ、当該地区の特性に応じて、以下の事項を基本方針として利用の適正化を進める。

動力船による上陸利用は、この地区にふさわしい利用形態とは言えず、自然保護上の支障もあることから、従来の「上陸利用は認めない」という規制を徹底・強化する。

徒歩やシーカヤックなどの人力による陸域への立ち入り利用については、対象となる陸域の一部に、希少動物の生息・繁殖地、海鳥の集団繁殖地、脆弱な植物群落地、遺跡・埋蔵文化財包含地等の保護・保存を図る必要のある場所があるため、自由利用ではなく、対象となる場所の特性と利用形態に応じて、具体的な「利用ルール」を設けて、自然環境の保全及び自然体験の質の確保上問題が生じないように一定の制限を加えていくものとする。

海域の利用については、当該地が海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっており、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察行動などがこれら海鳥や海棲哺乳類の生息に影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう、また、地域の産業であるサケ・マス漁等漁業活動との両立が円滑に図られるよう「利用ルール」を設けるとともに普及啓発に努める。

利用の安全性に関しては、事前の情報提供や事前レクチャーの仕組みを設けることにより、利用の安全性向上と利用者の「自己責任」意識の普及啓発に努める。

原生的自然の保全を図るため、自然に与える負荷を軽減しつつ自然体験が得られるよう自然にやさしい行動や活動が望まれる。そのため、巡視等の指導体制の整備、普及啓発、事前レクチャー等の充実を図る。

日常的に利用者と接する地域住民や関係事業者などの人達が「利用ルール」の指導や普及の役割を果たしていくことが大切であり、地域住民や地域内外の関係事業者と関係行政機関などとの連携を強化することにより、そうした機能が効果的に発揮されるよう

な仕組み（ネットワークの構築等）を設けていく。

なお、上記の「利用ルール」とは、本基本計画の「7 利用の調整」及び「8 利用の心得」を指すものである。

「利用の調整」は、地区毎の具体的な利用のあり方を踏まえて利用の方法に一定の制限（＝コントロール）を加えるものである。「利用の心得」は、「利用の調整」の内容を踏まえ利用者が立ち入る際に自然保護や安全の確保などの観点から留意すべき事項や禁止事項について定めるものである。

## 5 「利用者」の定義

本基本計画における「利用者」とは、前記の「基本方針」の下で、下記6の利用形態により「先端部地区」に立ち入る者を指し、これら「利用者」の案内、引率、誘導、運搬等を行うために立ち入る者（ガイド、渡船業者等の事業者）及び取材・写真撮影等を目的として立ち入る者を含むものとする。

なお、番屋所有者等の漁業に伴う行為、土地や施設の管理を目的として立ち入る者は除くものとする。

## 6 利用形態別取り扱い方針

利用形態別の基本的な取り扱い方針を以下のとおりとする。

### (1) 海岸トレッキング利用

知床岬、知床岳や知床沼への登山等のための海岸線トレッキング利用は、徒歩による利用であり原始的な自然環境の保全と両立し得るものであるが、海岸陸域部では比較的高度な登山技術を要するとともに、何ら歯止めなく多数の利用者が立ち入ることは、貴重な植生や動物相に影響を及ぼすことがあることから、現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

### (2) 沿岸カヤッキング利用

シーカヤックによる利用は、現状では比較的少数であり、自然環境に与える影響も少ない利用形態と言えるものである。しかしながら、沿岸海域部では気象条件等の十分な理解と知識及び高度な技術を要するものであり、また、原始的な海岸部への自由な立ち入りが可能な利用形態のため、場合によっては自然環境や漁業活動等への影響も懸念されることから、これらへの悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

### (3) 山岳部登山利用

硫黄山から北東の内陸山岳部は、急峻な地形と厳しい気象条件等により、極めて高度な登山技術を要する地域であるうえ、湿原植物等脆弱な自然地にテント場跡やたき火跡も見られ、立ち入りの状況によっては貴重な自然環境に悪影響が生じることから、立ち入りは現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

#### (4) 河口部のサケ・マス釣り利用

河口部に渡船によって上陸して行うサケ・マス釣りは、立ち入りの期間や範囲は比較的限制されているが、無秩序な入り込みやごみの放置等により自然環境等への影響も懸念されることから、現状程度以下に抑えることを基本として、自然環境保全上の悪影響が生じないよう「利用ルール」の下でのコントロールされた利用とする。

なお、その他の磯釣りや溪流釣りについては、今後、利用状況を把握しながら具体的な取り扱い方針を検討していく。

#### (5) 動力船による海域利用

沿岸海域部におけるレクリエーション目的の動力船（観光船、遊漁船、プレジャーボート等）による海域利用については、海鳥・海棲哺乳類や漁業活動等への影響が懸念されることから、これらへの悪影響が生じないよう一定の「利用の心得」の下での利用とする。

#### (6) 動力船による上陸利用

知床岬地区への一般観光客等のレクリエーション目的の動力船による上陸利用は、従来より関係行政機関の「申し合わせ」により認めていないところである。

知床岬地区に限らず、「先端部地区（陸域）」への動力船による上陸利用は、一度に多量の利用者や物資を運ぶことが可能であり、自然環境及び適正利用環境に多大な悪影響を与えるおそれがあることから、観光船、遊漁船、プレジャーボート等、船舶の種類を問わず、一般観光客等のレクリエーション目的の動力船による上陸利用は認めないものとし、「申し合わせ」を徹底・強化するものとする。

ただし、上記「(1) 海岸トレッキング利用」「(3) 山岳部登山利用」の復路及び「(4) 河口部のサケ・マス釣り利用」に関する遊漁船については、別途それぞれの「利用の調整」において扱いを検討するものとする。

#### (7) その他の利用

水上バイクやダイビング、冬期の流水上での体験活動などその他のレクリエーション利用についても、今後、利用状況を把握しながら具体的な取り扱い方針「利用ルール」を検討していく。

なお、航空機の低空飛行は、快適な利用や野生動物へ悪影響を及ぼす恐れがあることから、必要に応じ関係者へ行わないよう要請する。

また、利用者とヒグマとの接近や接触などによる軋轢の回避を図る必要性の高くなった地区（ルシャなど）においては立ち入り規制強化の方向で管理システムの検討を行う。

### 7 利用の調整

利用形態別に利用の調整に関する事項・手法について、今後、関係機関や団体と十分調整を図りながら、以下の方向で検討を進める。

なお、「環境省自然保護官事務所」又は「羅臼ビジターセンター」、「知床森林センター」、「知床自然センター」等において、「先端部地区」における利用上の危険性、自然情報及び「利用ルール」等の情報について、パンフレット、ホームページ等により、立ち入ろうとする利用者に対し事前情報を提供するものとする。

また、事業者や利用者などが現地で得た自然環境の状況に関する情報を受け取り、保全・管理に活用できる仕組みを設けていく。

## **(1) 海岸トレッキング利用、沿岸カヤッキング利用、及び山岳部登山利用**

事前届出、レクチャー、立ち入り場所・期間の制限等のあり方、方法

利用者は事前に必要な情報を得るものとし、情報の取得や注意事項等のレクチャーを受けるための仕組み、事前の届出や帰着後の報告及び受益者負担のあり方について検討する。立ち入りを制限すべき場所や期間についても検討する。

立ち入り利用者数の定め方

立ち入り利用者数の定め方については、今後、陸域で利用者が立ち入るルートへの通行量計測器の設置等による詳細な利用状況調査等を踏まえて、現状程度以下に抑えることを基本として利用形態別に検討する。

野営場所の設定のあり方、方法

野営場所については、指定地や幕営区域設定のあり方及び「利用の心得」を検討する。

ガイド事業者との連携

ガイド事業者（利用者の案内、引率、誘導を目的として、業として「先端部地区」に立ち入りをしようとする事業者、個人）の利用の適正化に関する情報の収集、事前届出や利用状況の報告、「利用ルール」の周知のあり方等について検討する。

渡船利用の扱い

往復とも徒歩利用が原則と考えられるが、復路に限って一部釣り利用地からの乗船の可能性について検討する。

## **(2) 河口部サケ・マス釣り利用**

立ち入り区域の設定のあり方、方法

サケ・マス釣りを目的とした渡船による上陸ができる地区を特定し、その釣り場区域を限定する方向で検討する。

立ち入り利用者数の定め方

立ち入り利用者数の定め方については、より詳細な利用状況調査等を踏まえ、別途地区ごとに検討する。

野営場所の設定のあり方、方法

野営を行う場合は、上記(1) に準じるものとする。

渡船業者との連携

上記の場所に釣りを目的として渡船させる業者の利用の適正化に関する情報の収集、事前届出や利用状況の報告、「利用ルール」の周知のあり方等について検討する。

## **8 利用の心得**

「先端部地区」においては、上記7の利用の調整を行うとともに、動力船による海域利用等も含めて「先端部地区」に立ち入る様々な利用者が遵守すべき「利用の心得」を以下の項目に沿って定め、その普及・指導を図っていく。

なお、日頃から現地で利用者の指導をしている団体や事業者、渡船業者などにおいても自主的にガイドライン等の検討が始められていることから、今後それらの関係者とも連携して具体化の検討を進める。

### **(1) 共通事項**

（利用の形態にかかわらず、「先端部地区」の利用者全てが守るべき事項）

安全管理、自己責任に関する事項  
一般的事項

## (2) 特定利用形態別事項

( 特定の利用形態に関して守るべき事項 )

山岳部登山利用に関する事項

河口部サケ・マス釣り利用に関する事項

動力船による海域利用に関する事項

：

：

(「利用の心得」検討例は別紙参照)

## 9 施設整備

「先端部地区」は、極めて原始性の高い自然景観と多様な生態系が保持されている地域であり、そこにおける利用は、自己判断、自己責任において行われるものであることから、利用のための施設整備は原則として行わないものとする。

なお、自然環境の保全に悪影響を与えないよう利用者への指導・啓発を推進するために、情報提供、管理運営に関する以下の施設整備を計画するものとする。

### (1) 拠点施設

利用の適正化推進の拠点施設として、「先端部地区」外の羅臼側及び斜里側において利用者への情報提供や事前レクチャーのための機能の整備充実を図る。

例：「羅臼温泉地区」、「幌別地区」、「ウトロ地区」等における機能の整備充実。

### (2) 拠点補完機能

「利用者」への情報提供や的確な「利用ルール」運用のため、拠点施設を補完する機能として、必要に応じ「フィールドハウス（指導・啓発機能を持つ「関所（ゲート）的施設）」や「現場監視員詰所」等の設置を検討する。

### (3) 啓発施設

トレッキング及びカヤッキングの拠点には、必要に応じて利用の適正化の趣旨、「利用ルール」等を内容とした広報板等の設置を計画する。

## 10 管理運営

当該地区の利用は、関係法令の規定による規制に従って本基本計画の「利用ルール」に沿って、利用者の「自己判断」と「自己責任」のもとに行われるものであるが、自然環境の保全に悪影響を及ぼさない利用に誘導するために、関係機関、団体など官民一体となった管理運営、普及啓発システムの構築を図り、以下の事項を計画する。

### (1) 巡視・指導体制

関係行政機関と連携の上、取り締まり、普及啓発や情報提供など利用者サービスを充実させるため、巡視・指導の要員の育成・配置を行うものとする。

## **(2) 広報・周知**

利用に伴う自然環境への悪影響を防止することの必要性、考え方、「利用ルール」の内容などについて、利用者はもとより地域住民、事業者、漁業関係者等に対しても、パンフレットの配布、ホームページの開設等の多様な手法や報道機関等のメディアの協力を得て、広報・周知の徹底を図るものとする。

対象区域に関する最新の情報の収集把握に努め、「利用者」が事前に正確な情報を得られるような施設設備、体制の充実を図るものとする。

## **(3) 参画・協力体制**

「先端部地区」の自然環境保全に悪影響を及ぼさない利用に誘導するための各種活動について、「利用者」や市民団体等の参画・協力を得る体制を確立する。

## **11 計画の充実補完**

本基本計画は、「先端部地区」において望ましい保護と利用のあり方を検討したものであり、実施状況のモニタリングやその結果の解析・評価等のフィードバックにより、修正充実を図るものとする。

今後は、本基本計画で示した方針を基に、さらに実効性を高めるため、利用形態別に最新の利用状況を押さえつつ、関係機関、関係者とも協議の上、利用の期間、場所、人数等の具体的な制限内容、事前届出やレクチャーの仕組み等を設け、「利用の調整」を行うとともに「利用の心得」を定め、その普及・指導を図っていく。

また、「知床国立公園管理計画」への反映や、自然公園法による利用調整地区の導入について関係機関と協議しつつ検討する等、法令による制度の整備等により充実や補完を図るものとする。

## 別紙

「利用の心得」(立ち入り等に当たっての留意事項、禁止事項)の検討例

### (1) 共通事項

#### 安全管理、自己責任に関する事項

- ・ 立ち入りにあたっては、遭難・海難事故防止のための情報(海岸部高巻き箇所の状況、海域の岩礁・浅瀬の状況、潮の干満・風波等の気象状況、観光船等他船舶との影響回避対策等)の収集に努め、自己責任による安全管理に万全を期すること。

なお、6の(1)(2)(3)の利用者は帰着時の報告を確実に行うこと。

- ・ 利用形態に応じ、クマスプレー、フードコンテナ、ライフジャケット等、安全管理・事故防止のための装備を備えること。
- ・ 万が一の海難、遭難事故の場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険契約等対応に万全を期すること。
- ・ 野営の場合においては、テント場、調理場、及び食料保管場を分けること。

#### 一般的事項

- ・ 立ち入りに際しては洗靴等により、動植物、種子などの外来種の持ち込み防止に努めること。
- ・ キタキツネ、ヒグマなど野生動物に餌を与えないこと。
- ・ 動物の撮影や観察のために、個体、群れ、繁殖地には近づかないこと。
- ・ 動物を驚かしたり、追い立てたりしないこと。
- ・ ゴミは全て持ち帰ること。
- ・ 岩石、立木などに落書きをしないこと。
- ・ ペット類は同伴しないこと。
- ・ 立ち入りの規制された地区には立ち入らないこと。また、埋蔵文化財などの遺物には手を触れず、そのままの状態にすること。
- ・ 海産物は採取しないこと。
- ・ 漁業活動(コンブ乾し、定置網等)に支障を与える行為は行わないこと。
- ・ 自然保護官、森林官、巡視員、監視員、グリーンワーカーなどの指導、指示に従うこと。
- ・ 排泄尿は、周辺の自然環境に支障を及ぼさないよう、各自の責任において処理すること。また、ペーパーは水溶性のもののみを使用すること。

(検討：持ち帰りトイレの使用、使用済みペーパーの持ち帰り)

### (2) 特定利用形態別事項

#### 山岳部登山利用に関する事項

- ・ 極めて高度な登山技術を要する地域であることから、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己責任に委ねられることを十分に認識し、安全管理に万全を期すること。
- ・ 利用に当たり、枝条の刈り払いは行わないこと。
- ・ 目印(デボ旗、テープ等)の設置等は極力避け、設置する場合は回収を原則とする。
- ・ 知床沼周辺の湿原植生等、脆弱な植生地での野営は行わないこと。

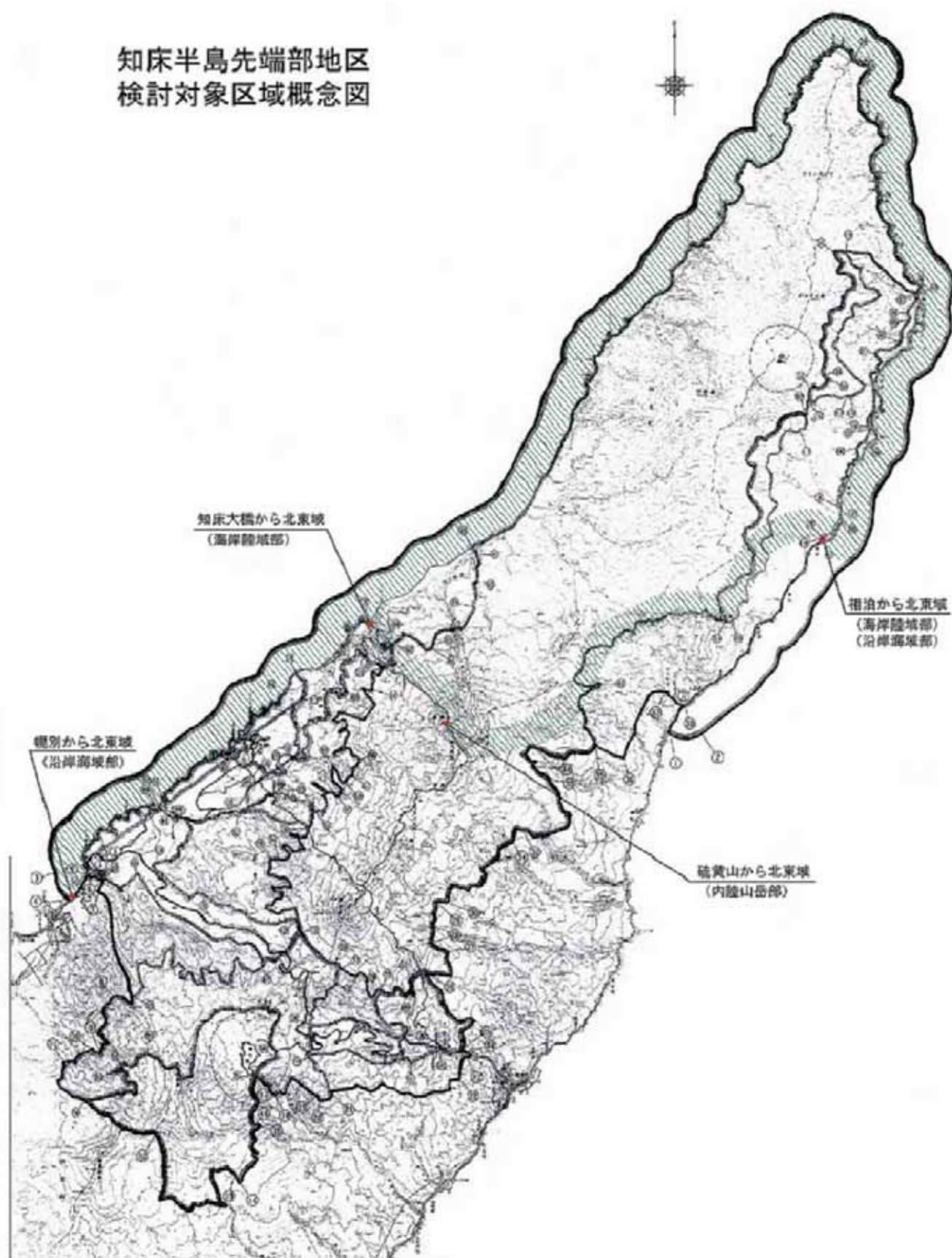
#### 河口部釣り利用に関する事項

- ・ 定められた釣り場区域以外に立ち入らないこと。
- ・ 残飯などの生ゴミ及び釣り魚やその残滓等は、全て持ち帰ること。

#### **動力船による海域利用に関する事項**

- ・ 野生鳥獣保護のため、海岸部へは必要以上に接近しないこと。
- ・ 海生動物（クジラ、イルカ、アザラシ、海鳥類等）及び海岸線のヒグマなどの生息行動を変える様な接近や追い回しを行わないこと。
- ・ シーカヤック等他の利用者の安全のため、航行速度、距離等に十分配慮すること。
- ・ 海鳥類や岩礁に上陸している海棲哺乳類への影響緩和のために、陸の近くを航行する場合はそれら動物の生息環境の維持に支障を及ぼさない速度で航行すること。また、海鳥のコロニーの沿岸では岸から〇〇m以内に接近してはならない。
- ・ 海鳥（ワシ類を含む）・海棲哺乳類、及び海岸のヒグマに対して餌やり行為を行わないこと。
- ・ 定置網に近づく等、漁業活動に影響が懸念されるような行動は行わないこと。

知床半島先端部地区  
検討対象区域概念図



## 「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」検討経緯

知床国立公園では、平成13年度において本公園の望ましい保護と利用のあり方（利用の適正化）について、学識経験者、地域関係団体及び関係行政機関で構成する「知床国立公園適正利用基本構想検討会」の設置により検討が行われ、「適正利用基本計画」を検討し定めていく等の提案がなされた。

平成14年度～15年度においては、「知床国立公園適正利用基本計画検討会」が設置され、「知床半島先端部地区基本計画」について、現況調査による課題や問題点等の抽出、そして基本計画（素案）に関し計5回にわたり検討が行われた。

平成16年度においては、上記検討会の名称が「知床国立公園利用適正化検討会議」に改められるとともに、同会議において「知床半島先端部地区利用適正化基本計画（案）」について検討され、12月10日の検討会議において了承された。

これを受けて、平成16年12月24日に環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所長が「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」を定めたものである。

### 平成13年度

知床国立公園適正利用基本構想検討会の設置

第1回検討会 平成13年11月15日

第2回検討会 平成13年12月19日

第3回検討会 平成14年 2月22日

- ・ 課題・問題点の洗い出し
- ・ あるべき姿の検討
- ・ 基本方針の検討
- ・ 適正利用実現の方策の検討

### 平成14年度

知床国立公園適正利用基本計画検討会の設置

第1回検討会 平成14年12月 5日

第2回検討会 平成15年 2月17日

- ・ 知床岬及びその周辺地域における自然環境と利用実態調査開始
- ・ 知床半島先端部地区適正利用基本計画案の作成について検討

### 平成15年度

知床国立公園適正利用基本計画検討会の設置

第1回検討会 平成15年 9月30日

第2回検討会 平成15年12月 8日

第3回検討会 平成16年 3月 1日

- ・ 知床半島先端部地区適正利用基本計画（素案）の検討

### 平成16年度

知床国立公園利用適正化検討会議の設置

第1回検討会議 平成16年 6月22日

第2回検討会議 平成16年12月10日

- ・ 知床半島先端部地区利用適正化基本計画（案）の了承

知床国立公園利用適正化検討会議委員等名簿（平成16年12月現在）

・検討委員

小林 昭裕（専修大学北海道短期大学教授）  
 新庄 久志（釧路市環境政策課湿地保全主幹）  
 高木 晴光（NPO法人ねおす理事長）  
 辻井 達一（財団法人北海道環境財団理事長） 座長  
 中易 紘一（社団法人日本森林技術協会理事・北海道事務所長）  
 森 信也（財団法人知床財団理事長）

・地域関係団体

（斜里町側）  
 斜里町自然環境審議会自然環境部会  
 ウトロ地域自然保護と利用に関する協議会  
 ウトロ漁業協同組合  
 知床斜里町観光協会  
 （羅臼町側）  
 羅臼町・知床世界遺産登録推進協議会  
 羅臼漁業協同組合

知床ガイド協議会

・関係行政機関

林野庁  
 北海道森林管理局  
 網走南部森林管理署  
 根釧東部森林管理署  
 知床森林センター  
 北海道開発局  
 釧路開発建設部  
 網走開発建設部  
 海上保安庁  
 網走海上保安署  
 羅臼海上保安署  
 北海道  
 網走支庁地域政策部環境生活課  
 根室支庁地域政策部環境生活課  
 釧路土木現業所  
 網走土木現業所  
 斜里町  
 羅臼町  
 環境省  
 東北海道地区自然保護事務所